

## 倫理審査委員会迅速審査細則

[2016(平成28)年 3月 9日 制定]

（目的）

**第1条** この細則は、倫理審査委員会規程第3条の2第2項に基づき、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）における迅速審査に関して必要な事項を定める。

（迅速審査）

**第2条** 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、迅速審査を行い、学長に意見を述べることができる。

- （1） 他の研究機関と協働して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- （2） 研究計画書の軽微な変更に関する審査。
- （3） その他委員会が迅速審査に該当すると判断した場合。

2 前項第2号に示す研究計画の軽微な変更とは、研究責任者の職名変更、研究計画書の記載事項の整備等を指す。

3 審査の対象となる研究が、文部科学省及び厚生労働省が定める倫理指針並びに本学の研究取扱規則に照らして、迅速審査では困難と判断した場合には、改めて委員会における審査を求めることができる。

（構成）

**第3条** 倫理審査委員長（以下「委員長」という。）は、研究分野等を考慮して委員2名を迅速審査担当者として指名し、委員長及び迅速審査担当者の3名で審査を行う。

（報告義務）

**第4条** 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告するものとする。

2 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、報告を受けて7日以内に委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて委員会における審査を求めることができる。この場合、委員長は、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査しなければならない。

附 則

この細則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。